# 第8章　計画の推進体制

当日資料　３

## １．本計画の推進体制・進行管理

本計画の各施策の状況については、「地域包括ケア推進協議会」で定期的に評価や意見をいただきながら進行管理を行う体制をとります。なお、個々の事業については、市担当課において毎年度実施状況を確認して、その内容や実施方法について評価し、改善を図ります。

### （１）地域包括ケア推進協議会

### 地域包括ケア推進協議会は、本計画が進めようとする地域包括ケアシステムの構築に向け、関係多職種が参画して協議します。

### 地域ケア会議で出された地域課題は、地域包括ケア作業部会で解決に向けた検討を行い、その結果を受けて地域包括ケア推進協議会が施策化及び各事業の評価、長期的な目標の検討を行います。

### （２）地域包括支援センター運営協議会（仮称）

### 地域包括支援センターの活動報告、設置、変更、廃止などの事前検討、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかなどについて、地域の関係者等で協議します。

■本計画の推進体制イメージ図

○地域包括ケア推進協議会

○地域包括支援センター運営協議会（仮称）

○地域包括ケア作業部会



○地域ケア会議

## ２．東三河広域連合介護保険事業計画の推進体制

### 有識者等により構成された介護保険事業運営委員会において、年度ごとに計画の取り組み状況をはじめとした進捗状況の点検・評価を行うとともに、市町村ごとに開催される地域包括支援センター運営協議会との連携のもと、地域包括支援センターの体制整備と設置、業務委託の可否や方針の決定などを行います。

### また、地域ケア会議を日常生活圏域、市町村、広域連合ごとに開催し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進します。